

令和3年度

仙台市営住宅 入居募集のごあんない

[ひとり親・子育て世帯対象]

【令和3年7月】

申込期間は令和3年7月6日～7月16日までです。

お申込み方法は郵送による受付となります。(窓口・電話では受付いたしません)
7月16日(金)までの郵便局消印のあるものが有効となります。

市営住宅は住宅に困っている方のための住宅です

- ★「仙台市営住宅入居募集のごあんない(令和3年7月)」
- ★「仙台市営住宅入居申込書(令和3年7月募集)」
- ★「仙台市営住宅募集住宅一覧表(令和3年7月募集)」がそろっているかご確認ください。

- ◆市営住宅には**申込資格の制限**があります。
 - ◆申込者が募集戸数を超えた場合は**抽選**となります。
 - ◆この「入居募集のごあんない」をよく読んでから、お申込みください。
 - ◆仙台市及び(公財)仙台市建設公社は、市営住宅の入居申込みで知り得た個人情報、入居資格審査及び入居後の管理運営の目的以外に利用することはありません。
- 申込書及び申込み時に添付された書類は、一切お返しできません。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から次のことをお願いいたします。

手続き等でお越しいただく際は、マスクの着用をお願いいたします。
また、手続き等の際に発熱、咳、喉の痛みなど、体調に不安のある方は、無理をしないでご連絡ください。

公益財団法人仙台市建設公社 住宅部 募集課

〒980-0803

仙台市青葉区国分町三丁目10番10号(仙台市役所国分町分庁舎2階)

☎(022)214-3604 FAX(022)214-8592

も く じ

	ページ
1. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)	1
2. 申込みから入居までの流れ	2
3. 申込書記入相談窓口の開設	3
4. 申込資格	4
5. 申込資格緩和要件	6
6. ペットと一緒に入居可能な住宅について	8
7. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分	10
8. 申込資格の確認(4・5ページの再確認です)	11
9. 申込みについての注意	12
10. 世帯の所得月額計算対象となる収入	13
11. 世帯の所得月額計算手順	13
12. 所得計算の方法	14
13. 所得から控除する金額	18
14. 世帯の所得月額の算出	19
15. 家賃	19
16. 申込書の書きかた(記入例)	20
17. 入居者の選考	22
18. 抽選に際しての優遇措置	23
19. 二次審査(当選者のみ)	24
20. 入居手続き	26
21. 家賃・共益費等と市営住宅のルール	27
22. 市営住宅の種類	30
23. 市営住宅位置図(青葉区)	32
24. 市営住宅位置図(宮城野区)	34
25. 市営住宅位置図(太白区)	36
26. 市営住宅位置図(若林区)	38
27. 市営住宅位置図(泉区)	39
28. 各市営住宅への交通手段	40

【大切なお知らせ】

令和3年7月募集より所得税法及び公営住宅法施行令改正に伴い、下記のとおり制度が変更となります。

- ① 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替
- ② ひとり親控除の新設・寡婦(夫)控除の見直し

1. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)

◆市営住宅は、市民の財産です。

「住まい」に困っている仙台市民の生活基盤として建設されています。

◆安い家賃の市営住宅には、収入が少なく、住宅の確保に本当に困っている市民や仙台市内に勤務先のある方が申込みできます。

◆市営住宅で暮らすには入居される方全員の収入を毎年報告していただく必要があります。

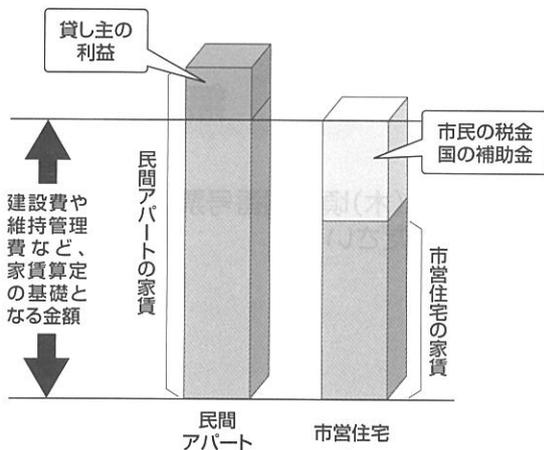


図 市営住宅の家賃の仕組み

市営住宅には市税などが使われ、入居者の家賃が安くできる仕組みになっています。家賃は入居された方の収入に応じて算定されるため、入居後も毎年6月に世帯全員の収入を報告していただきます。

市税を滞納している方は原則市営住宅へ入居できません!

(仙台市では市税を滞納している方への行政サービスを一部制限しております)

◆ペット飼育が可能な住宅以外はペットの飼育はできません。 (敷地内、共用部での餌付けや一時預かりもできません。)[身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除きます。]

◆今回募集している住宅には、すべてお風呂(浴槽・風呂釜)がついています。

次のような点にもご注意ください。

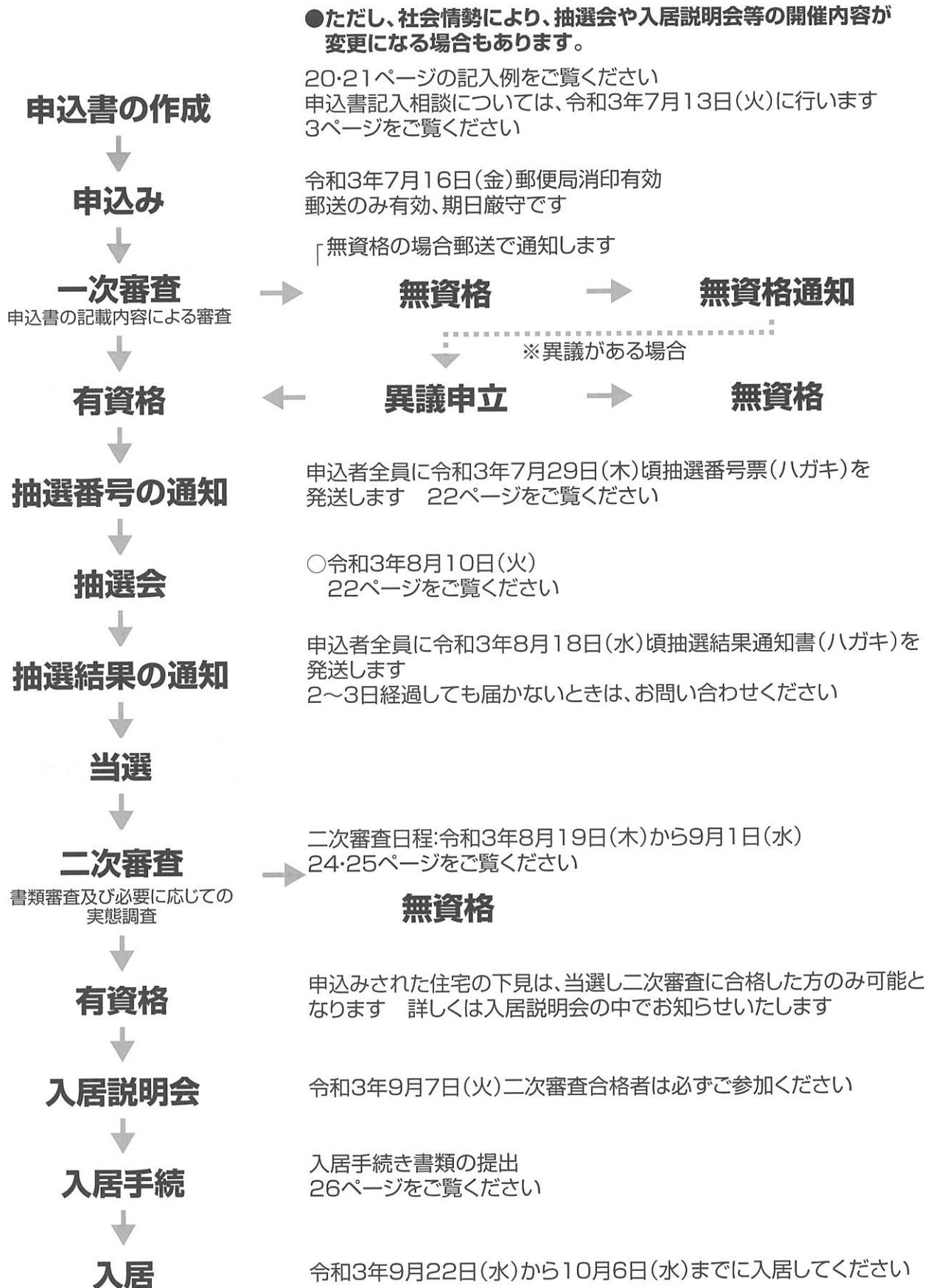
◆市営住宅は新築のような状態ではありません。

募集する住宅は、新築を除き、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。

◆駐車場の数には限りがあります。(駐車場は有料です)

駐車場が少ない団地やない団地もあります。(28ページの有料駐車場設置団地を参照) 団地内の駐車場に空きがない場合は、ご自身で周辺の民間駐車場を契約してください。駐車場以外への迷惑駐車は、絶対にしないでください。

2. 申込みから入居までの流れ



3. 申込書記入相談窓口の開設

申込書の記入方法、申込資格等で不明な点がございましたらご利用ください。相談には、給与や年金など収入を証明する書類、その他必要な書類を必ずご持参ください。期間中は混雑が予想されますので、ご承知ください。

※所得計算等の電話によるお問い合わせは、内容が食い違うことがありますのでお断りしています。

※駐車場はご用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

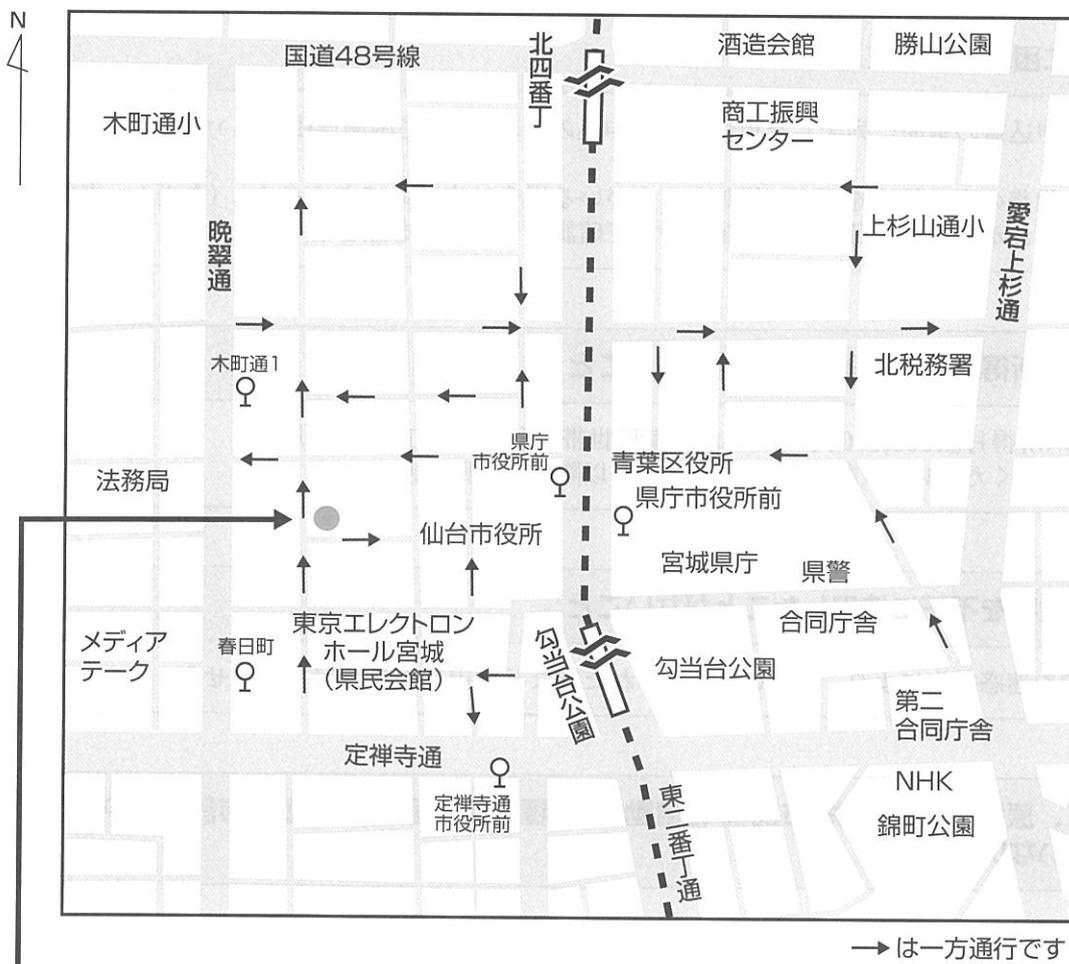
次のような相談はお断りします

- 申込資格がないのに申込みをしたい。
- 抽選なしで入居させてほしい。
- 事前に住宅の下見をさせてほしい。

日 時	場 所
令和3年7月13日(火) 午前9時～午前11時 午後2時～午後4時	仙台市役所国分町分庁舎 仙台市青葉区国分町三丁目10番10号 1階第一会議室

※申込書の住所・氏名・家族名等記入できる箇所はすべて記入の上、ご相談ください。

案内図



仙台市役所国分町分庁舎

※記入相談窓口7月13日(火)は、1階第一会議室で行います。
※仙台市建設公社 募集課は2階です。

4. 申込資格

申込みされる方は次の1～9のすべての資格を満たすことが必要です。

＜申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります＞

★福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方等は条件が異なりますので、6・7ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。

1 申込者本人が仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であること

- 申込締切日現在の居住地は住民票、勤務地は勤務先証明書により確認できること。
- 原則として、夫婦を分割した申込みはできません。(5ページをご覧ください)
ただし、配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等として申込む場合を除きます。
- ※ 配偶者等からの暴力被害者とは…
配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設の保護終了した日から5年以内の被害者と、配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された日から5年以内の被害者のことです。
- ※ 犯罪被害者等とは…国の定める「犯罪被害者等基本法」に規定されている方のことです。

2 現在、住宅に困っていること

- 市営住宅入居申込書の裏面に列記した市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)のいずれかに当てはまること。
- 入居する方の世帯の中に持家を所有・共有する方がいる場合は申込みできません。(ただし、売却等により処分したことが入居可能日までに登記簿謄本で確認できる場合を除きます)

3 申込み世帯の所得月額が基準の範囲内であること

- 一般階層世帯(所得月額158,000円以下)、裁量階層世帯(所得月額214,000円以下)
(10ページを確認ください。)(計算方法は13ページ以降をご参照ください)

4 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと

- 家賃等の未納や迷惑行為により、明渡しを求められた方などは申込むことができません。

5 世帯の中に、原則として市税(市民税・軽自動車税(種別割)・固定資産税・都市計画税)を滞納している人がいないこと

6 申込者本人が成年者であること

- 申込者本人は、原則として成年(20歳未満の既婚者を含む)の方。

7 申込者本人が公営住宅に入居していないこと

※UR 賃貸住宅 (旧公団)・県公社住宅・雇用促進住宅・応急仮設住宅に入居されている方は申込むことができません。

※配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等の方は申込むことができます。

※公営住宅に入居している同居者が、その世帯から分離して申込む場合等は除きます。

8 暴力団員でないこと (同居予定者を含みます)

9 ひとり親世帯でお申込みの方

申込者本人が20歳未満の子を現に扶養している寡婦または寡夫であること。(婚姻の予約者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者との申込みはできません。)

子育て世帯でお申込みの方

申込者本人が小学校就学の始期に達するまでの子 (平成27年4月2日以降生まれ) と現に同居していること。

子育て世帯でお申込みの方は、下記の場合でも申込むことができます

★婚姻の予約者と申込むことができますが、申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出できる方に限ります。

申込締切日において婚姻の予約者以外の方と婚姻状態 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む) にある方は申込みできません。

当選した際には、婚姻届を提出後に戸籍の全部事項証明を提出していただきます。さらに申込者本人が、未成年の場合は保護者の同意書が必要です。

★婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者と申込むことができます。

(ただし、双方に戸籍上の配偶者がなく、かつ住民票に「未届の妻・夫」と記載されている場合に限りです。続柄の記載が「同居人」は不可。当選した際には、入居者全員の戸籍の全部事項証明を提出していただきます。)

●夫婦を分割した世帯で申込む場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等の方を除きます。

① 戸籍上で離婚を確認できること

② 離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること (当事者間の離婚協議は含まない)

③ 住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること

●「配偶者等からの暴力被害者」に該当する場合の証明として、当選した際には配偶者暴力相談支援センターの保護証明書、婦人保護施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写しのいずれかを提出していただきます。(警察の証明は含みません)

●「犯罪被害者等」に該当する場合は、犯罪により従前の住居に居住することが困難となったことが明らかで、かつ

① 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった場合

② 現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合

であり、当選した際には、聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます。

5. 申込資格緩和要件

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方へ

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

主な緩和内容

(世帯も世帯審査を要しない) ひとり暮らしも可

- 収入状況に関わらず申込みことができます。
申込み世帯の所得月額が基準の範囲内でも申込みことができます。
- 単身で申込みことができます。
単身入居可能住宅に限ります。(世帯を分けて申込みできません)
- 仙台市内に居住していなくても、または勤務地が仙台市内でも申込みことができます。

対象者

- 申込日時点において原子力災害に関する避難指示の対象となっている区域(不明な場合は、各自治体にお問い合わせ下さい。)に、平成23年3月11日の時点で居住されていた方

必要な書類

- 被災時に避難指示を受けている区域に居住されていたことを証する書類
住民票、戸籍の附票、被災証明書等

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方へ

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

緩和内容

4ページにおける共通の「申込資格1」及び「申込資格2」がなくなります。また、「申込資格3」も一部緩和されます。内容は次のとおりです。

- 仙台市に住所または勤務場所がなくても申し込むことができます。
市営住宅は本来、仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であることが条件ですが、居住しておらず、勤務地が仙台市内になくても申し込むことができます。
- 持家があっても申し込むことができます。
市営住宅は本来、持家がないことが応募の条件ですが、持家があった場合でも申し込むことができます。
- 収入要件の一部が緩和されます。
市営住宅は本来、世帯全員の合計所得が月額15万8千円以下であることが条件ですが、母子避難等分離避難に限り、世帯全員の合計所得の2分の1の金額を合計所得額とみなします。

対象者

平成23年3月11日時点で、「子ども・被災者支援法」に規定される「支援対象地域」（不明な場合は、各自治体にお問い合わせ下さい。）に居住していた方

必要な書類

- 支援対象地域内市町村が発行する「居住実績証明書」

△注意

- ※4・5ページにおいて本来の申込資格を満たす方は、本記載事項に関係なく申込みできます。
- ※申込資格緩和要件に該当する方も仙台市営住宅への入居は、応募多数の場合抽選となります。
- ※仙台市営住宅は、家賃、共益費、駐車場使用料が発生します。
- ※申込資格要件が緩和される方でも高額所得者に該当する方が入居した場合、入居から5年以上経過した時点で、高額所得認定され住宅を明渡していただくこととなります。

6. ペットと一緒に入居可能な住宅について

1. 申込資格（ペットと一緒に入居が可能な住宅へ申込みができる方）

市営住宅の申込資格を満たし、かつ申込締切日において、現在居住している住宅でペットを飼育している世帯が申込みことができます。

※入居後に飼育開始される方は対象ではありません。

2. 申込みできる住宅

「仙台市営住宅募集住宅一覧表（令和3年7月募集）」の＜ペットと一緒に入居可能な住宅＞に記載している住宅に申込みことができます。

※ペットと一緒にの入居を希望される世帯は、ペットが飼育できない市営住宅には申込みできません。

3. 対象となるペット

動物の種別等は規定しませんが、室内で飼育可能な大きさ、数とし、近隣への騒音や悪臭などにより迷惑をかけないことが条件となります。

また、法令（動物の愛護及び管理に関する法律など）で個人での飼育が禁止されている動物や、法令上の管理（狂犬病予防など）がされていない動物は、飼育できません。

※犬の場合は「鑑札」の年度及びナンバーと「狂犬病予防注射済票」の年度及びナンバーを確認します。当選してもこの確認ができない場合は、失格となる場合があります。

※許可が必要な動物の場合は許可証を確認します。当選しても確認ができない場合は、失格となる場合があります。

4. 申込みにあたっての注意事項

- (1) ペットと一緒に入居可能な住宅は、前の入居者がペットを飼育していた住宅です。室内の修繕等を行っておりますが、においや傷等が残っている場合もありますので、あらかじめご了承の上お申込みください。
- (2) ペットと一緒に入居可能な住宅は、犬・猫をはじめ様々な種類のペットの飼育が想定されます。ペットの特性によっては他の入居者・他のペットとの共存が難しい場合もあるかもしれませんので、ご自身のペットのみならず、近隣で飼育しているペットへも十分配慮してください。
- (3) 動物に関する関係法令を遵守するとともに、居住する住宅の飼い主で結成する「飼い主の会」に必ず加入し、「飼い主の会」で定めるルールを遵守してください。
- (4) 飼い主の主な遵守事項は次のとおりです。
 - ① 動物は、自己の居室で飼育すること
 - ② 自己の居室以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。万一、自己の居室以外で排せつをした場合は、ふん便を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと
 - ③ 動物の異常な鳴き声やふん尿等から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけないこと
 - ④ 動物は常に清潔に保つとともに、疾病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと
 - ⑤ 犬・猫には、必要な「しつけ」を行うこと
 - ⑥ 犬・猫等には不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努めること
 - ⑦ 動物による汚損、破壊、傷害等が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意を持って解決を図ること
 - ⑧ 地震、火災等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること
 - ⑨ 動物が死亡した場合には、適切な取扱いを行うこと
 - ⑩ 自己の居室以外で、動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行わないこと。自己の居室でこれらのことを行う場合は、窓を閉めるなどして毛や羽等の飛散を防止すること
 - ⑪ 犬・猫等を自己の居室から外へ連れ出した時には、常に引き綱で繋ぐ等、人の完全な管理の下に置き、

砂場や芝生等の立入りを禁止された場所に入れないこと

- ⑫廊下、エレベーター等建物の共有部分では、動物は抱きかかえ、またはケージ等に入れ、移動すること
その場合は、周辺の者や同乗者に迷惑のかからないよう十分に配慮すること
- ⑬外出等により長期間居室を不在にする場合は、居室に動物を放置しないこと

(5)資格審査時には「動物飼育届出書兼誓約書」を提出していただきます。

7. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分

一般階層世帯（所得月額158,000円以下）とは…

※計算方法は13ページ以降をご参照ください。

- 下記の裁量階層世帯に該当しない世帯は、すべて一般階層世帯となります。

裁量階層世帯（所得月額214,000円以下）とは…

※計算方法は13ページ以降をご参照ください。

- 次の①～⑩のいずれかに該当する世帯のことです。所得制限が緩和されます。

申込者または同居者が

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の方
- ③療育手帳の交付を受けているA判定・B判定の方
- ④治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
- ⑧ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- ⑨小学校就学の始期に達するまでの方

申込者が

- ⑩60歳以上で、同居者全員が60歳以上、または18歳未満の世帯

8. 申込資格の確認(4・5ページの再確認です)

※基準日は申込締切日です。

※福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は条件が異なりますので、6・7ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。

申込者本人が成人で、
仙台市内に住所または勤務先があります。

いいえ

はい

現在、住宅に困っており、かつ公営住宅(市町村営・
県営住宅、復興公営住宅等)に入居していません。
(持家がある方は、入居可能日までに売却等により
登記簿謄本で処分したことを証明できます)

いいえ

公営住宅に入居していますが、賃借
人本人ではありません。

いいえ

はい

はい

20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯です。
または、未就学児の子を含む、2人以上の親族で申込みの子育て世帯です。

いいえ

はい

家族を不自然に分割(夫婦別々など)または合併した世帯ではありません。

いいえ

世帯の中に、一緒に入居しない戸籍上の配偶者がいる人がいます。

はい

離婚を前提としていますが、

・離婚調停中で裁判所から事件係属証明書が出ます。

または、

・住民票において1年以上の別居が確認でき、復縁の意思はありません。

いいえ

はい

はい

※配偶者等からの暴力被害者の方・犯罪被害者等の方は、
4・5ページを確認して下さい。

いいえ

申込み世帯全員、

・過去に市営住宅を不正に使用したことはありません。

・市税(市民税・軽自動車税(種別割)・固定資産税・都市計画税)を滞納している人はいません。

・暴力団員ではありません。

いいえ

はい

13ページからの世帯の所得計算へ進んでください。

9. 申込みについての注意 〔申込みから入居手続きにあたっての書類取得に関する手数料・郵送料などは全て申込者の負担となります。〕

- 申込書に記入されていない方は入居できません。申込み後の家族の増減変更は、原則として認めません。
- 受付後の申込み内容の変更はできません。
- 申込書の提出（一次審査）の際には、証明書類の提出は必要ありません。
- 申込書および申込み時に添付された書類は、一切お返しいたしません。
- 申込み後に住所が変わった時は、郵便局への住所変更の手続きをとるとともに、（公財）仙台市建設公社募集課へお知らせください。

次のような申込みは無効となります

- (1) 重複して申込んだ場合（申込みは1世帯1通です）
- (2) 申込受付期間外に申込んだ場合
- (3) 申込書に不正の記載や不明な点があった場合
- (4) 指定の申込書以外で申込んだ場合

次のような場合は一次審査で失格となります

- (1) 申込資格要件に欠けている場合
- (2) 目的別住宅に申込み方で、目的別住宅の入居要件を満たしていない場合
- (3) 申込者本人が公営住宅に入居中の場合（寡婦または寡夫である子供による世帯分離や子供の結婚等による世帯分離は除きます）
※UR賃貸住宅（旧公団）・県公社住宅・雇用促進住宅・応急仮設住宅に入居している方は申込みことができます。
※配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等の方は申込みことができます。

次のような場合は二次審査で失格となります

- (1) 家族を不自然に分割または合併している場合
夫婦を分割した世帯で申込みの場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等の方を除きます。
①戸籍上で離婚を確認できること
②離婚調停中であることを事件係属証明書で証明できること（当事者間の離婚協議は含まない）
③住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意志がないことを確認できること
- (2) 申込資格のあることを証明できない場合（一次審査の内容を含む）
（例）・住民票の「住民となった日」が申込締切日より後の場合は失格となります
・申込者本人が寡婦または寡夫でない場合は失格となります
- (3) 事実と異なることを書いて申込んだ場合
- (4) 所得証明書、住民票など審査に必要な書類を提出しない場合
- (5) 世帯の中に、市民税（市民税・軽自動車税（種別割）・固定資産税・都市計画税）を滞納している人がいる場合

次のような場合は審査に合格された方でも入居の許可を取消します

- (1) 入居までの間に、申込資格および目的別入居要件のうち1つでも欠けた場合
- (2) 指定した期間内に敷金を納められなかったり、入居のために必要な手続きをしない場合（必要な手続きについては26ページをご覧ください）
- (3) 指定した期間内に申込書に記載された申込世帯全員の入居が住民票によって確認できない場合
- (4) 婚姻の予約者と申込み（子育て世帯でお申込みの方に限る）
①申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出したことが戸籍の全部事項証明で確認できない場合
②申込書に記載した婚姻の予約者とは別の人と婚姻状態にあることが戸籍の全部事項証明で確認された場合
- (5) 入居可能日までに、持家を売却等により処分したことが登記簿謄本等で確認できない場合
- (6) その他、不正な行為によって入居しようとした場合

10. 世帯の所得月額の計算対象となる収入

申込む際の収入とは

市営住宅の申込みには、世帯の所得月額が定められた基準内にあることが必要です。(ただし、障害者世帯等の「裁量階層世帯」については、入居できる基準が緩和されます。→10ページの説明をお読みください。) 入居申込みをする場合に対象となる収入は、申込者本人の収入だけではなく一緒に入居しようとする方全員の収入です。

世帯の現在の収入を確認し14ページからの「所得計算の方法」により計算してください。

給与収入	給料・俸給・賃金・賞与等(残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む。ただし、通勤手当等の非課税分を除く)の支給された金額。
事業収入等	事業収入・配当収入・不動産収入・個人年金の給付金など。
年金収入	厚生年金・共済年金・国民年金・企業年金等の課税対象となる年金または恩給の支給された金額。ただし、障害年金・遺族年金・母子年金等を除く。

※以下の(ア)(イ)(ウ)は所得計算の対象とはなりません。

- (ア) 障害年金・遺族年金・傷病恩給・通勤手当の非課税額・学資金・法定扶養料(仕送り等)・障害保険金・損害賠償金・雇用保険給付金・労働者災害補償保険の保険給付金・生活保護の各扶助費・児童扶養手当・児童手当などの課税対象とならない収入。
- (イ) 募集月の前月までの状況で所得計算をしていただきます。ただし、募集申込締切日までに退職される場合は、収入は「0円」とみなします。募集申込締切日以降に退職の場合は、それまでの収入は所得計算の対象となりますのでご注意ください。
- (ウ) 募集月から採用となる場合、収入は「0円」とみなします。採用予定の勤務先名(会社名)・電話番号・採用年月を記入してください。

11. 世帯の所得月額の計算手順

世帯全員のそれぞれの所得を算出する(14～17ページ)



世帯全員の所得を合計する(19ページ)



世帯全員の控除額を算出する(19ページ)



世帯全員の控除額を合計する(19ページ)



計算式にあてはめてください。(19ページ)

12. 所得計算の方法

給与収入の方 ●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか?

現在の勤務先に令和2年1月1日以前に就職し、現在まで勤務しているとき

現在の勤務先に令和2年1月2日以後に就職し、現在まで勤務しているとき

●勤務先発行の令和2年分源泉徴収票

① 令和2年分 給与所得の源泉徴収票

令和2年分 給与所得の源泉徴収票											
支払元(会社)		住所又は居所		支取先(個人)		氏名		職名		氏名	
種類		支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収額		円	
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)		基礎控除控除額		雇入者の数(本人を除く)		非居住者である親族の数	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					

円 (1年間の所得)
→19ページの個人別所得へ

●市町村発行の令和2年分の総所得額を記載してある証明書(②③いずれかで確認してください)

② 令和3年度(令和2年分)市・県民税課税証明書

令和3年度(令和2年分)市・県民税課税証明書			
住所			
氏名			
【所得の内訳】		【所得控除の内訳】	
(給与収入金額)	(円)	雑損控除額	円
給与所得金額	(円)	医療費控除額	円
(公的年金等収入金額)	(円)	社会保険料控除額	円
公的年金等に係る所得金額	円	小規模企業共済等掛金控除額	円
*****	円	生命保険料控除額	円
↓	円	地震保険料控除額	円

円 (1年間の所得)
→19ページの個人別所得へ

③ 令和3年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知

令和3年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)											
給与収入		主たる給与以外の合算所得		所得区分		総所得金額①		課税標準		課税区分	
*****		*****		*****		*****		*****		*****	
雑損		障・寡・勤		扶養親族該当区分		本人該当区分		課税標準		課税区分	
医療費		配偶者特別		控老特同老		同特他		未就業者		特他特	
社会保険料		扶養		配配定老人		その他		障障障		障障障	
小規模企業共済		基礎		所得控除合計②							
生命保険料											
地震保険料											

円 (1年間の所得)
→19ページの個人別所得へ

事業収入の方 ●現在の事業をいつから始めましたか？

令和2年1月1日以前から事業を始めたとき

令和2年1月2日以後に事業を始めたとき

●市町村発行の令和2年分の総所得額を記載してある証明書
令和3年度(令和2年分)市・県民税課税証明書

令和3年度(令和2年分)市・県民税課税証明書

住所
氏名

【所得の内訳】		【所得控除の内訳】	
(給与収入金額)	(*****)円	雑損控除額	円
給与所得金額	円	医療費控除額	円
(公的年金等収入金額)	円	社会保険料控除額	円
公的年金等に係る所得金額	円	小規模企業共済等掛金控除額	円
営業等所得	(*****)円	生命保険料控除額	円
	円	地震保険料控除額	円

円
(1年間の所得)
↳19ページの個人別所得へ

●収支明細書

☆収支明細書は、募集月の前月までの12ヵ月間(12ヵ月にならないときは今の仕事を始めてから募集月の前月までの期間)について自分で記入します。

ここに注意

- ・実績の金額ですから1円の単位まで正確に記入してください。
- ・認められる支出の項目は、確定申告において税法上必要経費として認められるものに限りです。
- ・明細書の内容について、書類を確認する場合があります。

計算での注意

- ・金額のなかで、1ヵ月分に満たない月は除いて計算してください。
- ・事業を開始した日が最近で、まだ1ヵ月分に満たない場合は0円として計算してください。
- ・1年間の所得で1円未満は切捨ててください。

この用紙は当選した申込者に郵送します

収支明細書(事業所得者用)

1. 事業及び事業内容	
2. 事業所の所在地	
3. 事業開始年月日	令和 年 月 日

(月別収支内訳)

月	収 入		支 出				差 引 純 利 益 (イ-ロ)
	計(円)	円	円	円	円	計(円)	
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
合計							*****

上記のとおり相違ありません。
令和 年 月 日

記入してある月数です

円 ÷ 月 × 12ヵ月 → 円 (1年間の所得)
(1円未満切捨て) 19ページの個人別所得へ

年金収入の方

①障害の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の対象にはなりません
②遺族の名称がつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
③母子の名称がつく次の年金 母子年金・準母子年金	
④そのほか次のような年金 遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金	

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか？

令和2年1月1日以前から支給されている方

令和2年1月2日以後から支給されている方

●公的年金等の源泉徴収票

2か月に1度の支給金額×6

令和2年分 公的年金等の源泉徴収票

住所又は 支払を受ける 氏名	住所又は 支払を受ける 氏名	
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	水水水水〇〇〇,〇〇〇	水水水水水水水水水水(〇)
扶養親族の数 特定 老人 その他	障害者の数 (本人以外)	社会保険料の金額 (介護保険料額)
0 0 0	0	水水水水水〇〇〇,〇〇〇
支払を受ける者の年金の種類	支払を受ける者の生年月日	

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額 (A)	年金所得金額に直す計算式
年齢65歳以上の方	1,100,000円以下	0円
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	(A) - 1,100,000円 = 年金所得金額
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	(A) × 0.75 - 275,000円 = 年金所得金額
年齢65歳未満の方	4,100,000円以上～7,700,000円未満	(A) × 0.85 - 685,000円 = 年金所得金額
	600,000円以下	0円
	600,001円以上～1,300,000円未満	(A) - 600,000円 = 年金所得金額
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	(A) × 0.75 - 275,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	(A) × 0.85 - 685,000円 = 年金所得金額

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。
 ※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、右の計算式で計算してください。

(1年間の所得)
 [] 円

↓
 19ページの個人別所得へ

13. 所得から控除する金額

【今まで計算してきた所得から差し引く金額です。】

【同居親族控除を除き、所得税法上認定された人が対象となります。】

控除の種類		どんな人があてはまるか？	控除する金額
一般控除	同居親族	申込者本人以外の人で、市営住宅と一緒に入居する人 (子育て世帯に限り、婚姻の予約者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む) (出産予定の子は含みません)	1人あたり 38万円× 人 = 万円
	同居しないけれども扶養している親族	市営住宅には一緒に入居しないが、所得税法上扶養親族になっている人 (仕送りや生活費を渡しているだけでは、扶養親族にはなりません)	1人あたり 38万円× 人 = 万円
特別控除	老人扶養親族 同一生計配偶者で70歳以上の者	所得税法上老人扶養親族または同一生計配偶者で70歳以上の人	1人あたり 10万円× 人 = 万円
	特定扶養親族	配偶者を除く16歳以上23歳未満の人で、所得税法上扶養親族になっている人	1人あたり 25万円× 人 = 万円
	障害者	①3級～6級の身体障害者手帳を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Bを持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④戦傷病者手帳の交付を受けている人	1人あたり 27万円× 人 = 万円
	特別障害者	①1・2級の身体障害者手帳を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Aを持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 ⑤原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人	1人あたり 40万円× 人 = 万円
	ひとり親	申込者本人又は同居親族で次の①～④すべてに該当する人 ①現に婚姻をしていない人、または配偶者の生死が不明である人 ②事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいない人 ③生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされている子・年間所得見積額が48万円を超えている子は除く)がある人 ④年間の合計所得金額が500万円以下である人	35万円× 人 = 万円 ※下記の(注意)②参照
	寡婦	申込者本人又は同居親族で次の①又は②に該当する人のうち、上記「ひとり親」に該当しない人。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいる場合を除く ①夫と離婚してから婚姻していない人で、扶養親族を有し、年間の合計所得額が500万円以下の人 ②夫と死別してから婚姻をしていない人、または夫の生死が不明である人で、年間の合計所得額が500万円以下の人。(この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされる)	27万円× 人 = 万円 ※下記の(注意)③参照
その他控除	給与所得者 公的年金等所得者	申込者本人又は同居家族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得(「所得等」という。)を有する人	10万円× 人 = 万円 (その者の所得等の金額が10万円未満である場合はその金額)
合計控除金額			万円

(注意) ①ひとり親・寡婦の控除は、入居時に再婚等により控除条件からはずれる場合は適用しません。

入居者の出生・死亡などは、申込締切日現在の状況によります。

②ひとり親控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

③寡婦控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

④今後、国の制度の見直しに伴い、所得月額区分・控除の内容等が変更になることがあります。

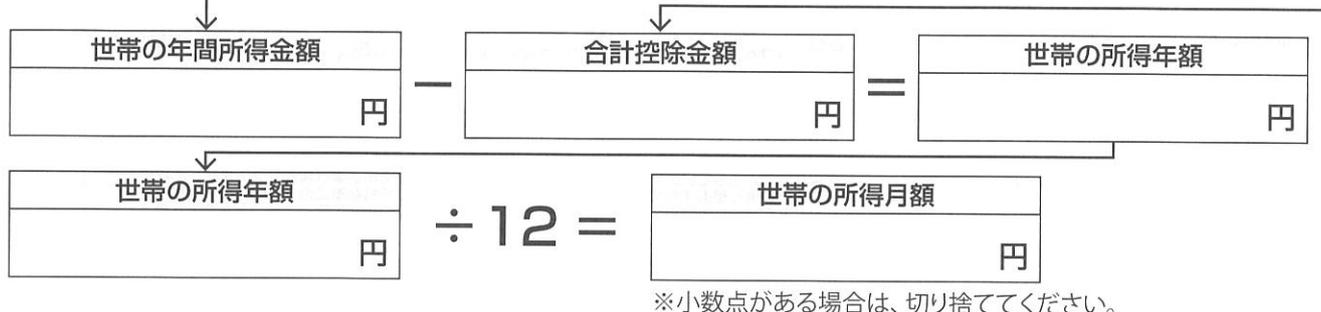
14. 世帯の所得月額の算出

〈個人別所得〉※収入ではなく所得を記入します。

申込者本人の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円

所得の調べ方

- ・給与収入の方:現在の勤務先に令和2年1月1日以前から就職→14ページ参照
(パート・アルバイト含む) 現在の勤務先に令和2年1月2日以後に就職→15ページ参照
- ・事業収入の方:16ページ参照
- ・年金収入の方:17ページ参照



15. 家賃

家賃は、世帯の所得月額にしたがって、下記ようになります。

計算で求めた世帯の所得月額	家賃（募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください）
0円～104,000円	予定家賃①になります。
104,001円～123,000円	予定家賃②になります。
123,001円～139,000円	予定家賃③になります。
139,001円～158,000円	予定家賃④になります。
158,001円以上	申込みができません。（裁量階層世帯は除く）

※世帯の所得月額が158,000円を超える場合は、申込みができません。

ただし、裁量階層に該当する世帯は、世帯の所得月額が214,000円まで申込みできます。

【裁量階層世帯の所得月額】（※所得月額158,000円までは上記と同じ）

計算で求めた世帯の所得月額	家賃（募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください）
158,001円～186,000円	予定家賃⑤になります。
186,001円～214,000円	予定家賃⑥になります。
214,001円以上	申込みができません。

※裁量階層に該当する世帯は10ページをご覧ください。

16. 申込書の書きかた (記入例)

- 申込書には、事実を正確に記入してください。
- ペンまたはボールペン(黒か青色インク)で記入してください。
- 訂正した場合は、必ず訂正箇所には訂正印を押してください。
- 赤枠の中のみ必ず記入してください。

課税所得は必ず記入してください。所得が2種類以上ある人はそれぞれ記入してください。必ず「入居募集のごあんない(14～18ページ)」を使って計算した金額を記入してください。

募集住宅一覧表の住宅名・構造・タイプを必ず明記してください。

・氏名はかい書ではっきりと記入し、フリガナも忘れないようにしてください。
・住所は住民登録をしている住所を記入してください。

採用または退職の年月を記入してください。詳しくは「入居募集のごあんない(13ページ)」をご覧ください。

確実にいっしょに入居する人の名前を記入してください。申込後の変更は認められません。

障害者手帳の交付を受けている方は記入してください。

申込者からみた続柄を記入してください。

年齢は申込締切日現在の満年齢を記入します。

申込者の住所とハガキの送付先が異なる場合はハガキと同じ住所をご記入ください。

区分	一般 生活保護 外国人	留学生 外国人	子育て 配偶者等からの 養育者	ひとり親 引揚者	多子 犯罪被害者等	高齢者 被爆者 戦傷病者	特殊疾病 ハンセン病 療養所入所者	障害者 一般	数量	受付番号
市営住宅の入居申込で知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、入居資格審査及び市営住宅の管理運営の目的以外に使用することはありません。										抽選番号
仙台市営住宅入居申込書 (令和3年7月募集)[ひとり親・子育て世帯対象] (あて先) 仙台市長 令和 年 月 日 市営住宅に入居したいので、次のとおり申込みます。なお、この申込書(裏面を含みます)の記載内容が事実と相違する場合及び二次審査において資格または所得基準に合わない場合は失格とされても異議ありません。また、私の入居者資格について、関係機関に照会することを同意します。私及び入居する親族は暴力団員ではありません。										抽選結果
申込住宅名 国分第一 市営住宅 構造 中 層 タイプ 3DK 電話番号(申込者) 自宅 xxx(△△△) xxx-x 携帯 xxx(△△△) xxx-x										二次審査
ペットと一緒に入居を希望される方は、下記にペットの種類と頭数を記入してください。(これから飼育予定の方は、対象とはなりません)										
飼育するペット 犬・猫 頭 その他() 頭 ※必ず「募集住宅一覧表」で該当住宅を確認してください。										
・住所(住民登録をしている住所を記入してください。配偶者等からの暴力被害者の方は生活の実態のある所。) ・生活保護を受給している方は、下記の「生活保護」を○で囲んでください。										控除の種類 (○で囲んでください)
申込者 フリガナ センダイ 花子 以前の勤務先名 () 年月退職 給与 2,134,000 氏名 仙台 花子 現在の勤務先名 青葉商事 年月採用 事業 年金 続柄(本人) 生年月日 明大昭平 51年 8月 1日 44歳 生活保護 年金 住所 〒920-0000 仙台市青葉区青葉町0丁目×番△号青葉Tビル102号室 勤務先住所 〒920-0000 仙台市青葉区木町通0丁目×番△号 精神障害 級 療育手帳 判定 身体障害 級 親族 老扶 特扶 寡婦 ひとり親										
申込者の他に入居する親族(婚姻の予約者) フリガナ センダイ 一郎 以前の勤務先名 () 年月退職 給与 0 氏名 仙台 一郎 現在の勤務先名 中学生 年月採用 事業 年金 続柄(長男) 生年月日 明大昭平 令 年 月 日 歳 生活保護 年金 住所 〒0000-0000 同上 精神障害 級 療育手帳 判定 身体障害 級 親族 老扶 特扶 寡婦 ひとり親										
フリガナ () 以前の勤務先名 () 年月退職 給与 氏名 () 現在の勤務先名 () 年月採用 事業 年金 続柄() 生年月日 明大昭平 令 年 月 日 歳 生活保護 年金 住所 〒0000-0000 精神障害 級 療育手帳 判定 身体障害 級 親族 老扶 特扶 寡婦 ひとり親										
フリガナ () 以前の勤務先名 () 年月退職 給与 氏名 () 現在の勤務先名 () 年月採用 事業 年金 続柄() 生年月日 明大昭平 令 年 月 日 歳 生活保護 年金 住所 〒0000-0000 精神障害 級 療育手帳 判定 身体障害 級 親族 老扶 特扶 寡婦 ひとり親										
入居しない 扶養親族 続柄() 氏名 生年月日 年 月 日 住所 〒 希望郵送先 〒0000-0000										
※「仙台市営住宅入居募集のごあんない」の14～19ページを参照して計算してください。										あなたの世帯の所得月額 117,000 円 一般所得(世帯14歳201円以上 基準所得(世帯14歳201円以上 の方はお印をつけてください)

※赤枠の中のみ記入してください。裏面も記入してください。
 ※申込書は、ペンまたはボールペン(黒か青色インク)でかい書で記入してください。消せるペン等は使用しないでください。

所得がない場合は0を記入してください。

申込者の電話番号を記入してください。

対象の方は○で囲んでください。

生活保護受給者の方は、○で囲んでください。

税法上認められている控除の種類で当てはまるものを○で囲んでください。

郵便はがき

63円切手を貼ってください 980-0916

住所 仙台市青葉区青葉町0丁目番地号
青葉アパート 102号室

氏名 仙台 花子 様

令和3年7月募集(ひとり親・子育て世帯対象)抽選番号票

抽選番号

申込住宅名 区分第一 市営住宅 中層 3DK

入居する人数 2名

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10
(公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課
電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

切り離さないでください
郵便はがき

63円切手を貼ってください 980-0916

住所 仙台市青葉区青葉町0丁目番地号
青葉アパート 102号室

氏名 仙台 花子 様

令和3年7月募集(ひとり親・子育て世帯対象)抽選結果通知書

抽選番号

申込住宅名 区分第一 市営住宅 中層 3DK

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10
(公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課
電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

・氏名はかい書ではっきりと記入してください。
・住所は今住んでいるアパート名・部屋番号まで記入してください。

募集住宅一覧表の住宅名・構造・タイプを記入してください。

入居する家族数(申込者本人を含む)を記入してください。

63円切手を必ず貼ってください。

入居申込み理由

1 市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)は何ですか。(複数回答可) あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

- 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
- 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別居している。
- 遠距離通勤をしている。
- 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
- 正当な事由により、家主等から住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
- 住宅が狭くなったため。
- その他 []

2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。 あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

- 持家 [所有者氏名 仙台 花子] [申込者との続柄 本人] 1
- 賃貸 [賃借人氏名] [申込者との続柄] 1
- 市町村営・県営住宅・復興公営住宅 [賃借人氏名] [申込者との続柄] 1
- その他()

3 現在住んでいる住宅の状況をお答えください。

居室数 2 部屋(DKを除きます) 広さ 10.5 畳(洋室も畳に換算してください)

家賃 50,000 円(共益費・駐車場代を除きます)

4 申込者又は同居をしようとする方は、以前市営住宅に住んでいたことがありますか。 あてはまる番号を○で囲んでください。

- 有
- 無

住んでいたことがある方は住宅名と入居期間を記入してください。

住宅名: 住宅 棟 号 入居期間: 年から 年まで

5 外国籍の方は次の質問にお答えください。 あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

国籍: 留学生(就学生を除きます)ですか 1. はい 2. いいえ

6 入居予定者の中に、下記の項目に該当する方がいらっしゃいますか。 いらっしゃる場合は番号を○で囲んでください。(あてはまる□には、チェック(✓)をつけてください)

- 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項位から第6項位まで、または同法別表第1号表の3の第1款位の方。
- 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方。
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む)を受けている方。
- ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方。
- 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方。
- 申込者本人が配偶者等からの暴力を理由として配偶者暴力相談支援センターに保護されたまたはされている被害者及び法人保護施設の入所・退所者並びに裁判所から保護命令を受けている配偶者等から暴力を受けた被害者で当該命令の日から起算して5年未満の方。
- 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった方
- 入居しない戸籍上の配偶者がいる方(離婚調停中で事件係属証明書が出る・住民票上1年以上別居中で復讐の意思はない)
- 現在持家(一戸建・分譲マンション)がある。(共同名義含む)
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定める疾病の方。

疾病名: 疾病対象の方のお名前:

あてはまるものの番号を○で囲んでください。

あてはまるものの番号を○で囲んでください。

居室数・広さ・家賃について記入してください。

該当する場合には、チェックボックスにチェックをしてください。

対象の方は、疾病名を記入してください。

消印日

17. 入居者の選考

申込受付の締切後、一次審査として、申込資格等を確認後、申込多数の場合は抽選により当選者を決定いたします。当選者については、二次審査を行い入居者を決定します。

申込受付の締切

令和3年7月16日(金) 郵便局消印有効
郵便ポストへの投函時刻によっては翌日の消印になる場合があります。申込期間の最終日は特にご注意ください。

一 次 審 査

抽選番号の通知

令和3年7月29日(木)頃抽選番号票(ハガキ)を発送します。

抽 選 会

抽選会では、二次審査の対象となる方及び補欠者を決定します。二次審査の対象者となった方は、二次審査で適格とされてはじめて「入居予定者」となります。抽選によって、入居が確定するわけではありませんので、ご注意ください。抽選会日時は令和3年8月10日(火)です。

午前10時～午前11時終了予定

抽選会場は「仙台市役所国分町分庁舎 1階第二会議室」です。

抽選会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**非公開**で実施することとなりました。

※当日は感染防止のため、会場にお越しにならないようお願い申し上げます。

※抽選は、住宅・構造・タイプ毎に抽選器を使って行い、抽選器の操作は(公財)仙台市建設公社職員が行います。

※社会情勢により、抽選方法等が変更になる場合もあります。

抽選結果の通知

抽選結果はハガキで全員に通知いたします。(令和3年8月18日(水)頃発送)

電話でのお問い合わせは固くお断りします。

※当選者の番号及び申込状況は、抽選会終了後から令和3年8月18日(水)頃まで仙台市役所国分町分庁舎2階及び市営住宅管理課(仙台市役所本庁舎7階)に掲示いたします。また、抽選会の翌日から(公財)仙台市建設公社のホームページ(<http://www.sendai-kensetsu.or.jp/>)上にも掲載いたします。

※駐車場は用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

当選された方の通知書には二次審査の案内と二次審査に必要な書類を示してありますので、早めに準備してください。

二 次 審 査

当選された方には申込書の内容について確認するために、住民票や収入についての証明書等を提出していただきます。内容が相違している場合は失格となり入居できません。特に所得計算に誤りがあり、所得月額が基準にあっていないときは失格となりますので注意してください。

18. 抽選に際しての優遇措置

今回行う募集に関しましては、応募者をひとり親・子育て世帯に限定していますので、抽選に際して更なる優遇措置は行いません。

19. 二次審査(当選者のみ)

資格確認

当選した方には、世帯全員の入居資格審査を行います。以下の表をご覧のうえ、該当する書類を二次審査の時にご持参ください。

※給与収入・事業収入・年金収入を重複して受け取っている方は、該当する書類を全て提出してください。

●給与収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(4)	(8)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和3年度所得証明書 (入居予定者全員分)	給与等支払証明書	退職証明書
内容					
令和2年1月1日以前から引き続き勤務している方	○	○	○	×	×
令和2年1月2日以後から現在の会社に勤務している方	○	○	○	○	○

●事業収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(5)	(8)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和3年度所得証明書 (入居予定者全員分)	収支明細書	退職証明書
内容					
事業所得者の方 (令和2年1月1日以前から事業を開始した方)	○	○	○	×	×
事業所得者の方 (令和2年1月2日以後から事業を開始した方)	○	○	○	○	○
日雇いの方	○	○	○	○	○

●年金収入がある

証明書類の説明	(1)	(2)	(3)	(6)	(12)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和3年度所得証明書 (入居予定者全員分)	年金証書及び支払通知書の写し	令和2年分源泉徴収票
内容					
令和2年1月1日以前から国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・恩給・各種共済年金を受けている方	○	○	○	×	○
令和2年1月2日以後から国民(老齢)年金・厚生(老齢)年金・恩給・各種共済年金を受けている方	○	○	○	○	×

●無職・無収入の方

証明書類の説明	(1)	(2)	(7)	(8)	(9)
必要な証明書類	住民票 (入居予定者全員分)	市税の滞納がないことの証明書等 (入居予定者全員分)	令和3年度非課税証明書 (入居予定者全員分)	退職証明書	生活保護証明書
内容					
遺族年金・障害年金・障害手当金・母子年金等を受けている方	○	○	○	○ (令和2年1月以後会社を退職した方のみ必要)	○ (生活保護を受けている方のみ必要)
失業中の方	○	○	○	○ (令和2年1月以後会社を退職した方のみ必要)	○ (生活保護を受けている方のみ必要)
生活保護を受けている方	○	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (令和2年1月以後会社を退職した方のみ必要)	○
申込者・同居者・婚姻の予約者が無職・無収入の方	○	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (16歳以上の方のみ必要)	○ (令和2年1月以後会社を退職した方のみ必要)	○ (生活保護を受けている方のみ必要)

●状況により必要とする書類

申込者等の状況	必要な書類
婚姻を予約し入居申込みをする場合	「婚姻予約証明書」(用紙はこちらから郵送します)
ひとり親世帯	戸籍の全部事項証明 親権のない未成年者と入居する場合は親権者の同意書(用紙はこちらから郵送します)
身体障害者・戦傷病者	身体障害者手帳・戦傷病者手帳の写し
知的障害者・精神障害者	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
治療方法が確立していない 疾病その他の特殊な疾病の方	特定疾患医療受給者証の写しまたは 障害福祉サービス受給者証の写し及び医師の診断書(政令で定める疾病のみ)
原爆被爆者世帯	特別手当証書の写しまたは被爆者手帳の写し
海外からの引揚者	永住帰国旅費の支給決定通知書の写し
ハンセン病療養所入所者	国立ハンセン病療養所等の長または厚生労働省健康局疾病対策課長が発行した入所証明書
申込者が配偶者等からの 暴力被害者の場合	配偶者暴力相談支援センターの保護証明書・婦人保護施設入退所証明書、母子生活支援施設 の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写しのいずれか
申込者が留学生の場合	「本人の申立書」及び大学の学長又は学部長が証明する「副申書」(用紙はこちらから郵送します)
市外にお住まいの方	「勤務先証明書」(用紙はこちらから郵送します)
離婚調停中の方	裁判所が証明する事件係属証明書
住宅を失った世帯	住宅が滅失したことを証明する書類
犯罪被害者等の場合	二次審査の際、窓口にて聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます
ペット飼育可能な住宅に申込んだ場合	動物飼育届出書兼誓約書(用紙はこちらから郵送します)

●証明書類の説明

- (1) 住民票……………・入居する方の全員分が必要となります。
- (2) 市税の滞納がないことの証明書等……………・16歳以上の入居する方全員について、それぞれ次の項目に該当する分が必要となります。
・16歳未満でも所得のある方は必要となります。
- ※市内にお住まいの方は
入居予定者全員……………「市税の滞納がないことの証明書」
- ※市外にお住まいの方は
入居者全員分……………仙台市が課税する「市税の納付状況を確認することの同意書」
または「市税の滞納がないことの証明書」
- (3) 令和3年度所得証明書……………各市町村で発行している「令和3年度所得証明書」
- (4) 給与等支払証明書……………・所定の「給与等支払証明書」に勤務先からの証明を受けてください。
- (5) 収支明細書……………所定の「収支明細書」に記入してください。
- (6) 年金証書・支払通知書の写し……………①各種年金証書
②日本年金機構で発行する年金振込通知書(ハガキ)
③各種共済組合の送金案内書
- (7) 令和3年度非課税証明書……………各市町村で発行している「令和3年度非課税証明書」
(所得額の記載のあるもの)
- (8) 退職証明書(①②のどちらか)……………①所定の「退職証明書」により退職した会社から発行されたものを
提出してください。(退職年月日と会社の代表者印が必要です)
②雇用保険受給資格者証又は離職票の写し
- (9) 生活保護証明書……………福祉事務所で発行する生活保護受給の証明書
(受給対象者の氏名が全て明記されているものが必ず必要です)